

前略 いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいませようお願い申し上げます。

今回は債権等の時効について考えてみます

売掛金等の債権の時効は何年でしょうか？よく「飲み屋のツケ」は1年で時効といわれますが本当でしょうか？

民法や商法には債権(債務)の消滅時効についての規定があり、一般債権は原則10年、商事債権は原則5年と定められています。売掛金も債権の一つです。

売掛金は商取引の債権ですから時効は5年かというところではありません。商法には「他の法令に五年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる」という規定があります。

そして民法において「生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権(売掛金)」は2年で時効になると規定されているのです。

では、どのような売掛金でも2年で時効になるのかといえば、それもそうではありません。民法には「時効の中断」という規定があって、相手が債務の承認をしたり法的措置などの強い請求を行った場合は時効が中断されます。

よく取られる方法は「残高確認書」や「支払誓約書」に署名捺印等させることですが、相手の協力が得られない場合は電話で催促をしてそれを録音しておくという方法もあります。最悪の場合は内容証明郵便で請求・催告し(一回限り6ヶ月間時効が中断します)、6ヶ月以内に訴訟等の法的措置を取ることも検討する必要があると思います。

主な債権の種類とその時効

項目		期間	起算点
貸金	商人間の貸金		弁済期の定められた債権 弁済期 弁済期の定められていない債権 債権成立時
	銀行からの証書貸付		
	当座貸越による貸付金		銀行取引が終了した日(弁済期)の翌日
	貸付金の利息、遅延損害金	5年	利息 特約がなければ貸付日 遅延損害金 弁済期
	不当利得返還請求権	10年	不当利得返還請求権の発生した日
売掛金等	生産者、卸・小売商人が売却した品物の代金の請求権	2年	商品の代金請求権が主張できる日
仕事に関するもの	工事の請負代金請求権		工事が終了した日
	製靴・家具等の製造代金	3年	請負工事終了時。ただし、特約によりこれと異なる弁済期を定めた時は、その弁済期の時点
	居職人・製造人の債権	2年	居職人・製造人が相手に対してもつ債権、および相手が居職人・製造人に対してもつ債権が履行可能なとき。ただし特約等がある場合はそれに従う。
	レンタルサービスの債権		
	機械リース代金 宿泊料、飲食料	1年	代金の支払時、ただし、取引慣行に従う場合も多い。
賃金・報酬	労働者の給料請求権	2年	給料請求権を主張できる日(給料日)
	取締役の報酬請求権	5年	報酬請求権を請求できる日(報酬請求日)
損害賠償請求	債務不履行に対して	10年	報酬請求権を請求できる日(報酬支払日)
	不法行為に対して	3年	被害者またはその法定代理人が損害および加害者を知った時
	賃貸借・使用貸借に対して	1年	貸主が貸借物の返還を受けた時
手形・小切手	満期白地の白地補充権		
	為替手形の引受人に対する請求権	3年	満期日
	裏書人に対する遡求権		拒絶証書作成日または満期日
	保証人に対する遡求権	1年	呈示期間経過の翌日
	手形の裏書人からの再遡求権		受戻の日または償還しないで訴えられた日
	小切手の振出人・裏書人に対する遡及権		呈示期間経過の翌日
	小切手の裏書人からの再遡及権	6ヶ月	受戻の日または償還しないで訴えられた日